

令和 6 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 3 号

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）

議事日程 第 3 号

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	笠 原 則 孝 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	1 2 番	新 井 賢 次 君
1 3 番	石 内 國 雄 君		

欠席議員（１人）

1 0 番	浅 見 武 志 君
-------	-----------

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局 長 補 佐	萩 原 穰
--------	-------	---------	-------

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は 11 名であります。浅見議員は欠席でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

3 日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、9 番高橋茂樹議員の発言を許します。

○発言の訂正

◇議長（石内國雄君） 失礼しました。子ども育成課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 昨日の備前島議員の第 2 質問への回答で誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。第 5 保育所跡地の区域なのですが、浸水区域と申し上げてしまったのですが、正しくは河岸侵食及び氾濫流により家屋倒壊のおそれがある区域が目の前の区域ということです。大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔9 番 高橋茂樹君登壇〕

◇9 番（高橋茂樹君） おはようございます。議席番号 9 番高橋茂樹です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。本日の質問は 4 項目です。

まず、第 1 項目め、玉村町の人口減少対策についてです。移住定住の観点から、それから雇用確保の観点から、子育て支援の観点から、また外国籍の子供たちへの教育の観点から、重田家住宅の活用の観点から、以上の様々な点から、お尋ねいたします。いろいろな面が人口減少対策に関わっていると思いますので、以上の 5 点についてお願いいたします。

次に、2 項目めです。小中学校におけるプールの授業についてです。1 点目、今年の芝根小学校のプール授業について問合せます。

次に、各小学校、中学校で老朽化したプール施設の更新を行わず、学校以外の自治体や民間が運営するプールの活用による授業を行う学校があると聞いているが、玉村町の小中学校のプールの授業の今後についてはどうなっていくか、お尋ねします。

次に、3項目めとして、消防団再編計画の進捗状況についてです。上陽分団、南分団が再編されたが、その他の分団は今後どのように進めていくか、進捗状況をお尋ねします。

次に、4項目めとして、五料、飯倉地区の農地利用についてです。五料、飯倉地区について、農業法人等の誘致はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終了します。自席で次の質問を行います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町の人口減少対策についてのご質問にお答えします。まず、1点目の移住定住の観点からお答えいたします。移住を希望する方々は、自治体おのこの総合的な住みやすさを考えて検討するのではないかと考えております。したがって、移住者は土地の価格、賃貸物件の優良さ、道路の混み具合、災害は少ないか、生活必需品の購買の便利さ、就業先はあるか、病院や診療所があるか、学校までの距離は近いか、子育て支援はどうなっているかなど、自治体の地勢や取組状況等について、様々な観点を踏まえ、移住定住先を選んでいくことと思われまふ。

そうした中、玉村町は大きな市部に囲まれ、幹線道路も発達し、生活には不便を感じにくい場所であると思っておりますので、この住みよさをPRすべく、昨年度から地域おこし協力隊を委嘱して、移住定住促進の任務に当たっていただいているところでございます。移住定住に関する地域おこし協力隊の本年度の取組予定は、既にひまわりプロジェクトなどイベント等も行っておりますが、PR冊子の作成や移住促進のホームページの開設、移住体験ツアーの開催などを中心に予定しておりますので、居住先として選ばれる町となれるよう、職員も協力して推進してまいりたいと考えています。

また、町としまして、地方就職学生支援事業として、大学卒業時のU I Jターン就職を促進するため、玉村町への移住を前提に採用面接における交通費の一部助成をすることで、若者世代、現役世代の増加を目指しております。そのほかにも、移住支援事業や結婚新生活支援事業などとともに、企業誘致を進め、働く場と働き手の確保も推進しているところでございます。移住定住を考えている方々には、できるだけ寄り添った相談に応じられるよう取組を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いできればと思っております。

次に、2点目の雇用確保の観点からお答えします。現在、佐波伊勢崎管内においての有効求人倍率は6月時点で1.31倍と1倍を超えた数値となっており、売手市場の状況となっております。このような状況を踏まえ、町でも近隣企業の求人情報が取得できるよう、ハローワークから送付されている佐波伊勢崎管内の求人情報誌を庁舎1階ロビーで定期的に配架しております。また、就業だけではなく、町内で創業を目指す人に対しては、制度融資に係る保証料補助や利子補給など、起業、創業機会の創出支援も行っております。

次に、3点目の子育て支援の観点からお答えします。子育て支援における町独自の取組としまして

は、子育て世帯を経済的に支援するため、第2子以降の保育料及び副食費の無償化や小中学校での給食費無償化を実施しております。また、今年4月からこども家庭センターのこどもまんなかセンターにじいろが活動をスタートしたことにより、これまで子育て支援拠点として稼働をしてきた地域子育て支援センター、西児童館、健康の森児童館とともに子育て世代への相談支援体制が強化されました。

子育て世代への情報提供手段としましては、町で実施する事業や各種健診、教育・保育関係施設、医療機関など、子育てに関する情報をまとめて冊子にした子育てガイドブックを作成し、窓口で配布しているほか、町ホームページにも掲載し周知を図っております。今後の取組といたしましては、増大する保育ニーズに対応するため、新たに保育所の誘致を進めてまいります。

次の4点目の外国籍の子供たちへの教育の観点から、5点目の重田家住宅の活用の観点からについて、また2番目のご質問の小中学校におけるプールの授業については、教育長からお答えいたします。

次に、消防団再編計画の進捗状況についてお答えします。玉村町消防団再編実施計画は、町の消防団組織の再編とともに、車両や詰所についても統合、再編を図り、地域防災力を低下させることのないよう効率的な運用を図り、消防力を維持、充実させることを目的としております。

計画のスケジュールとしましては、令和10年度末までの期間において、段階的に再編を進め、10個の分団を5個の分団に再編する計画であります。現在までの進捗状況につきましては、第1期再編として、令和5年度に第9分団と第10分団が上陽分団として活動を開始し、今年度は第3分団と第4分団が南分団として活動を開始いたしました。残りの6分団の分団につきましても、既に第2期、第3期再編における3個の分団への再編協議が進んでおり、区分けや詰所の建設について、対象となる行政区の区長さんや消防団員から意見や希望を伺い、可能な限り尊重しつつ、再編計画に沿った形で再編を進めております。再編計画としましては、第2分団と第8分団の一部が統合して玉村分団となります。また、第5分団と第6分団及び第7分団の一部が統合して芝根分団に、第1分団と第7分団の一部及び第8分団の一部が統合して中央分団となります。いずれの分団も活動の根拠となる詰所建設に関しましては、整備完了時期がそれぞれ異なりますが、再編後の活動開始時期は、令和8年4月を予定しております。

玉村分団は、第8分団詰所敷地内に新たに詰所を建設予定であり、計画どおり今年度に設計を完了し、令和7年度に建設する予定です。芝根分団につきましては、玉村町水防センターを改修し、詰所として使用する予定となっており、令和7年度に完了する計画です。中央分団につきましては、新たな建設用地を決定した後に詰所の建設に移りますので、令和8年4月には建設が間に合わない見込みです。建設完了までには、第1分団の詰所を本拠として活動することになります。その他、軽可搬ポンプ車の整備等も含め、令和10年度までに計画は完結するよう再編を進めてまいります。

最後に、五料、飯倉地区の農地利用について、農業法人等の誘致はどのようにになっているかについてお答えいたします。五料、飯倉地区の農地活用につきましては、令和3年度から検討や先進地視察を重ね、令和5年度より五料・飯倉地区農業利用活性化検討委員会を設置し、農業系企業誘致も含め

た今後の活動方針について検討し、農地利用活性化基本構想をまとめてまいりました。本構想に基づく農業系企業誘致の状況でございますが、現段階で1社進出希望の打診があったものの、まだ具体的な進出協議まで至っていないのが現状でございます。今後は本構想に基づき、さらなる企業進出の可能性についても調査し、引き続き誘致活動を進めていく予定でございます。

誘致活動の方法でございますが、関東地方の全地域を視野に、群馬県への働きかけや施設園芸での農業経営を営む企業への持ちかけなど行うことで、より多くの企業情報の収集を行い、その中で今後町農業への有益が期待できる企業につきましては、積極的なアプローチを行っていきたいと考えております。なお、本構想については今年9月29日に住民説明会を開催し、周知を図る予定となっております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。高橋茂樹議員の玉村町の人口減少対策について、4点目の外国籍の子供たちへの教育の観点からお答えいたします。

玉村町では、中央小学校と南中学校に日本語教室を設置し、町内全体の外国籍児童生徒ができるだけ早く学校生活になじめるよう、手厚い指導に努めているところであり、児童生徒の日本語の習得状況に応じ、一人一人に応じたきめ細かな指導、支援を行っております。

羽鳥議員の質問でもお答えいたしました、令和6年8月現在、幼稚園、小学校、中学校の外国籍児童生徒の在籍人数は、幼稚園2人、小学校39人、中学校17人ですが、その中で日本語教室に通っている児童生徒は小学生12人、中学生10人で、外国籍児童生徒のおよそ40％になります。具体的な指導内容といたしましては、外国から来て間もなく日本語がほとんど話せない児童生徒については、1日のほとんどを日本語教室で過ごし、日本の生活習慣や困ったときの会話など、学校生活を送る上で必要な支援を集中的に行っております。また、言葉が少し話せるようになってきている児童生徒には、様々な物の名前や平仮名、片仮名などの指導に力を入れています。さらに、話し言葉がおおよそ理解できるようになってきた児童生徒については、国語などの時間に別の部屋で個別の指導を行うほかに、教室への一斉指導の場面では補助員がつき、教員の指示や専門的な言葉についての理解に戸惑っているときに、通訳等の補助をしたりすることで、日本人の児童生徒と同様に授業を受けられるよう支援しているところです。ただし、近年、日本語の読み書きが全くできない状態で入国する児童生徒が増加していることにより、個別支援が必要な児童生徒も増加しています。そのため、日本の生活に慣れるまでの言葉の支援が必要な児童生徒への支援に人員を割かれ、教室での学習に戸惑いなく対応できるよう補助員による支援が充実できていない現状もあります。この状況に対応すべく、県立女子大学の学生ボランティア等の協力を仰ぎながら、人的支援の工夫、改善に努めているところです。また、児童生徒に学校から渡す通知等につきましても、英語等の母語に翻訳した通知を作成して配布したり、保護者に直接説明したりしながら、児童生徒や保護者が戸惑わないような支援の充実

にも取り組んでいるところです。これからも増えると予想される外国籍の児童生徒が1日でも早く学校生活に適應できるよう支援することにより、外国籍の保護者が安心して働ける環境づくりに努めていきたいと考えております。

最後に、5点目の重田家住宅活用の観点からお答えいたします。重田家住宅は、令和3年に土地、建物が町に寄贈となりました。平日の水、木、金曜日と毎月第4月曜日が通常開館日として、町民のみならず、県内外からの見学者が立ち寄れるよう公開しております。また、毎月第1、第2、第3水曜日には、ボランティア等による重田家内部、庭の清掃や畑での作業、シニア向けの健康チェックや相談コーナーを設けるなど、地域に愛される重田家を目指し活動しております。月2回、地元有志による草刈りの会も活動しています。さらに、令和5年度より地域おこし協力隊が着任し、重田家住宅を拠点に活動しておりまして、5年度中の重田家住宅でのイベント回数は34回、来館者は約1,500人を数えました。今後も重田家住宅のファン、ひいては玉村町のファンとしての交流人口、関係人口を増やすことで、人口減少対策としての移住促進の一助となるよう、つながりを深める活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけるプールの授業についてのご質問にお答えします。まず、1点目の今年の芝根小学校のプール授業についてですが、高橋議員のご指摘のとおり、今年度から玉村町B&G海洋センターを活用して実施することといたしました。その主な理由は次の3点です。

第1に、近年の児童数の大幅な減少により、授業の準備に伴う清掃作業等を児童に分担させることも困難になってきており、施設の維持管理を含めたプール関連の業務に関わる教職員の大幅な負担軽減が図れます。

第2に、プールの施設維持については、通常の水や薬剤等の使用に関わる経費のほかに、10年に1回程度の大規模な補修工事が必要となり、今後も施設の老朽化によるさらなる維持管理費の増大が予想されることから、海洋センターに支払う経費を考慮しても、中長期的な観点からの予算縮減につなげることができます。

第3に、立地的に徒歩での移動が可能で、不順な天候や猛暑等の影響を受けない屋内プールで水泳授業を行うことにより、より安全にかつ計画的に水に親しむ学習に取り組ませることができます。

以上の3点に基づく、玉村町においては初めての試みではありましたが、大きな問題もなく、好評のうちに水泳授業を実施することができていると考えております。

次に、2点目の玉村町の小中学校のプールの授業の今後についてですが、先ほどのご質問の中でもお答えしましたとおり、今後の施設の老朽化等を考慮しますと、学校のプールを維持していくことよりも、自治体及び民間の施設等を活用して、学校の水泳授業を行うことのほうがより妥当な手段であろうとの認識を持っております。ただし、芝根小学校以外の学校につきましては、児童の移動手段の確保と移動に伴う所要時間の増加という大きな課題があります。

解決の方法としましては、町バスの利活用や民間事業者へのバス送迎委託等が考えられますが、町

バスの占有率が高まることによる他課の業務等への影響や民間事業者を利用した際の費用、学校の教育課程の編成、実施への影響等を十分考慮しながら、慎重に検討していく必要があります。しかしながら、既にプール施設に老朽化による稼働上の支障が発生している小学校も出ていることから、芝根小学校以外の学校においても、自治体及び民間プール活用の可能性について、喫緊の課題として解決に向けた方向性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） それでは、2 回目の質問を自席からということで、まず 1 番目の人口減少対策。人口減少対策はもろもろのいろんな玉村町の全ての課が関連していないと、やはりこの対策はできないような気がしますので、いろいろな点から質問をさせていただきました。

まず、群馬県へ来ている移住者が、先日の上毛新聞で前橋市だとか高崎市だとか伊勢崎市だとか、この玉村町の周辺の都市部が割方来ているというような報道がありましたけれども、移住者が来る要件はどのようなことかと考えたときに、玉村町に魅力を感じなければ、移住者は来ないと思いますし、魅力の上に玉村町へ移住したら生活が成り立たなければ、やはりほかで生活が成り立っている人が移住してくるというのは大変なことだと思います。

そんな中で、これに関係する 2 点目の雇用の観点からだとか、いろいろな点でしているのですけれども、工業団地造成だとか、いろいろなことをやって、例えば玉村町から東京だとか都市部の大学へ行って戻ってこない人が割方多いというふうなことも聞いていますので、何で戻ってこないのだというのは、大学を卒業したときに就職する先が、魅力のある企業が、またどのくらいの人員を募集しているだとか、いろんな面があるので、そういう面からいけば、雇用をきちんと確保できる工業団地に優良企業を誘致するというようなことも必要ではないかというふうに考えています。そんな中で、玉村町が魅力あるまちづくりをしていくには、それぞれの点からどういうふうにしたらいいかという問いでございます。

あとは、やはり日本では国が人口が減少している中で、外国人、外国人の親が子供を含めて、日本で働きながら来るというようなことになってきたときに、子供たちの外国人の親は自国の言葉は話せてもなかなか日本語を話すようになってくるのは、日本語は特殊ですから、なかなかうまくしゃべれるようにならないけれども、小学生ぐらいの子供はやはり日本へ来て、スーパーだとか何か親と一緒にいると、子供のほうが先に生活上必要な言葉ぐらいは、日本語は 1 週間か 10 日でしゃべれてしまうのです。だから、きちんと玉村町でその子供たちを教育してやれば、家庭内で子供が日本語を使うようになってくれば、親もだんだん覚える。親に日本語の教育をするというのはなかなか厳しいところがあると思うので、玉村町へ越してきた過程の中で、子供たちにそんなようなことをさせてやればいいかと思います。

今、玉村町で一番外国籍の人が住んでいる地域は大字別で分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） 分からなければ別にいいですけども、次に重田家住宅というのを書いたのですけども、何となく小泉地区に外国籍の人が多いような気がするのです。分かりましたか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 地域別の外国籍の多い順なのですけども、8 月 1 日現在なのですけども、上之手が 2 1 6 人、小泉で 1 2 8 人で、上福島で 8 6 人、板井で 8 1 人、原森で 7 8 人、福島で 7 6 人というような順となっております。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） いろいろな地区にまたがっているような気がするのですけれども、小泉地区にも相当な人数がいるということで、その辺の地域の人、歩いても行ける重田家が小泉にはあるのだから、そういうところでいろいろなイベントをやってやれば、学校教育のほかにも子供たちにできるのではないかと。何回かやってもらえば。それで、上之手にも多いということですから、そういう面では女子大だとか何かと協力をしていただいて、まず覚えがいい子供たちに日本語を教えて、子供は家庭内で親と話しすれば、もっといろいろと親たちも日本語がしゃべれるようになるのではないかと。我々も外国へ行ったときに 1 週間も外国で遊んでいると、何となく買物に行ったりだとか食事に行ったりだとかレジャーに行ったりだとかの言葉は、現地語が使えるような気になってきて、それで日本へ帰ってくると、1 日か 2 日で忘れてしまうのですけれども。子供たちは、なかなかその辺はそれで、余分な話ですけども、学校教育でエレンズバーグへ行って英語を習ってきた子供たちは、今まで教室でいたのよりももっともっと忘れないでいっぱい英語が達者になってくるような気がしますので、会話能力から入ってもらえばいいかなと思っています。

そういうもろもろの点から、玉村町もやはり人口減で、近隣の高崎市、前橋市、伊勢崎市から玉村町へ越してきて人間を増やすという、今までも市町村、日本の人口が減少している中を都市間競争でそれぞれの市町村が一生懸命やっているのだけれども、これはやはりどういう魅力があるかということで玉村町へ越してくる、その魅力づくりを総合的に、仕事場がある、生活しやすい場がある、学校も環境が整っている、医療も整っている、買物も整っている、そういうものをやはりそういう近隣の都市にも負けないような施策をしていただければということで、ひとつ要望しておきます。

次に、小学校のプールです。芝根小学校は今年プールの授業をやってもらったのですけれども、今教育長のお答えのように、うまくいっているような気がしますし、授業についてはもちろん今までは学校のプールで先生が指導して、プールの監視員をアルバイトか何かつけたと思うのですけれども、

B & Gでやった場合はB & Gの職員が水泳教室的な何かそういう指導も手伝ってくれるのか、それとも芝根小の教諭が授業を担当するか、その辺の領域はどんなふうになっていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

今回の場合については、B & Gのプールを借りるということだけで、B & Gの指導員さんにお手伝いいただくというような活動はございません。全て学校の教職員が子供たちの指導、監視等も含めて行うという形で現在取り組んでおります。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 今回は学校の先生がやったということであれなのですけれども、芝根小学校の授業について、B & Gの職員から指導を受けるということは可能なのですか、それともどうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お願いの仕方かとは思っておりますが、可能だと思います。そのほか、水泳の指導の得意な方に直接指導を受けるような形、そういった活動を計画し、またそれを予算取りし行っていけば、子供たちにとっても先生たちにとっても、よりよい水泳の指導になるかなと思っておりますので、そういった形に今後進められればなというふうな考えはあります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） B & Gだとか、また民間のプールに行くと、水泳専門の指導員を抱えていると思うので、小学校の教諭は必ずしも水泳が専門でないし、またいろいろとほかの教科もあることから、そんなふうな中で、できれば学校の授業についても、そういうような民間プール、またB & Gを利用するほうが子供たちは水泳が上達するのではないかというような気がします。

それと、まだ比較はしていないと思うのですけれども、経費の問題も、プールの維持経費が非常にやはり高くなるというふうな気がしますので、今年度の芝根小学校のプールの予算は42万4,000円ということでやった気もしますので、そのくらいで授業がきちんとできれば、プールを維持するよりもずっと安いのではないかというような気がしますので、いろんな面の送迎だとか授業時間の検討だとかというのを検討してもらえばいいと思います。

それから、小学校、中学校、いろいろ学年によって違うと思うのですけれども、水泳の授業は1年に何時間ぐらいを予定するのですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

小学校につきましては、おおよそ10回くらいの授業を予定しております。ただ、雨が降ったりだとか、寒かったりだとか天候に左右されますので、プールに入る授業については、おおよそ6回くらいは入れるようにということでは配慮していて、その他ほかの学年が入らないときに入れるような形で、できる限り入れるような配慮をしていく。今回のB&Gについても、8回という形での活用をしております。おおよそどの学校も、全ての学年が同じだけに入れるわけではございませんが、6回から10回、このくらいのところを目安に水泳を行っているという形になります。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 6回、8回、10回だとか、いろんな回数になると思いますけれども、やはり室内プールだともう完全に天候に左右されず、また秋口になって寒くても、冬のような寒さでも水泳教室ができるし、もちろん真夏でも水泳教室が室内プールでできるということがあるから、授業の中止だとか、配分だとかも結構予定どおりにできるのではないかとということで、そういうところを利用したほうが子供たちにもいいかなというような感じで質問させていただきました。各小中学校で移動の問題も出てきますので、その辺は、先ほど教育長の答弁の中で、スクールバスを走らせるだとか、いろいろな方法で検討していただいて、子供たちの水泳授業がきちんとできるようにしてもらえればと思います。

次に、3番目として、消防団の再編計画です。今上陽分団、南分団が出来上がって活動を始めている。残り玉村分団、中央分団、芝根分団も、今の答弁の中でいうと、いろいろと計画されています。計画についてはもうしばらく前からの話の中で、現役の消防団、また各区長だとか、いろいろなところで話は進めていると思いますけれども、最近は建物火災もそんなにはなくなってきているのですけれども、やはりこの間の台風ではないですけれども、大規模災害だとか何かにはどうしても消防団、地域の火災だとか災害には頼らざるを得ないところがありますので、消防団の再編はきちんとやっていただくことを、また計画どおりに進めることを要望して質問とさせていただきます。

次に、4番目、飯倉地区の農地利用です。町のほうでは企業の農業を一生懸命に考えてくれているのですけれども、なかなかまだ見つかっていない。今度の29日ですか、地域に説明があるというようなさっきの答弁だったのですけれども、地域に説明をして、きちんと今利用されている農地が50町歩ぐらい五料、飯倉土地改良になったと思うのですけれども、利用している農地が本当に少なくなっているし、また農業公社を通じて賃貸していても、なかなか農業公社のほうも借手を見つけるのが大変だというようなことも聞いていますし、また借りた人もなかなかきちんと耕作をしていない現状がある中、そういうような企業の農業者をきちんと誘致してもらえればというふうに思っています。ただ、

今までの中で、結局農業企業を誘致する以外はないというようなことで、例えばそこに住宅街を造るだとか、工業団地を造るだとか、そういうことはできないのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

市街化区域に編入する場合というのは要件がございまして、今現在市街化区域になっているところから接続して広げていく場合と、あとはスマートインターチェンジとか駅なんかの近くであれば、飛び地ということでできるのですけれども、高橋議員のおっしゃるところについては、一番近いところが東部工業団地の市街化区域になりますので、そこからなかなか接続していくのは厳しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） 今、市街化区域の編入は難しいと。要するに市街化区域だとか調整区域だとかをなくすことは、町村はできないのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

市街化区域の区域区分というものについては、群馬県のほうが決定することになっています。その中で、群馬県において都市計画区域マスタープランという見直しが行われているのですが、その中で玉村町の方針としましては、区域区分をそのまま継続するというので今まで来ております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） まず、群馬県内の町村で、都市計画の市街化区域、調整区域の区別をしている町村は何町村ですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

ちょっと数については分からないのですけれども、大体この近辺については、市街化区域の区域区分があります。ただ、伊勢崎市は合併がありましたので、伊勢崎市については市街化区域と調整区域の区域区分をしていないところもございます。また、高崎市についても合併しておりますので、そういったところについては区域区分がされていない元のところというのもございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） 1 問目の質問と関連するのですが、群馬県では吉岡町が割方人口が増えている唯一の町ではないのかというような、減るときもあるだろうけれども、やはり群馬県の町村では吉岡町が増えていると。その辺の要因は、どんなことがあるか。吉岡町は都市計画の線引きはどうなっていますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

吉岡町のほうは、区域区分を設定していないということでございます。ですので、そういった制限がないと。用途地域は設定しているかと思うのですが、区域区分は設定しませんので、人口のほうが増えていくという可能性はございます。ただ、玉村町が平成3年に区域区分を設定しているのですが、やはりその目的というのは、いろんなところに住宅とか建物がばら建ちをしてしまっ、て、市街地の真ん中のほうは空洞化してしまうと、そういったものを防ぐということがございました。ばら建ちをしてしまうと、例えば学校とかそういった公共施設もいろいろとコンパクトにまとまらずにどんどん、どんどん広がってしまうと、そういったことがありますので、玉村町としましては今のまま区域区分を継続していくのがよろしいのではないかとこのように考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） やはり人口減少、玉村町がしている中で、なぜ玉村町に魅力がないかといったら、越してこようと思っても、なかなか越してくる場所がない。空き家対策も含めて、空き家へ入ってくればいいのではないかと。いったって、やはり入る人にすれば、そこへ入る魅力をつくってやらないと、やはり人は入ってこないから、そんな面でやはり近隣の吉岡町と比較しても、玉村町は、本来交通の条件だとかだけ問えば吉岡町に引けを取らない面はあると思います。吉岡町も前橋市に近い、高崎市に近い、玉村町も高崎市、前橋市に近い、そういう面からいったら、どうしてそういう差が出るのかということを考えながら、また玉村町の都市計画を考えて、無理難題なのではけれども、都市計画でやはりいろいろと阻害されている。全国で幾つかの町が大規模集落で、玉村町でも玉村町出身者は住宅を造れるけれども、これも規制があり過ぎて、簡単に玉村町へ移住者が大規模集落制度は使えないとか、いろんな面がありますので、その辺を国で決めたことだからということだけではなくて、町村の独自のことでやはり対策をしてもらえればというふうに思っています。

以上で質問を終了します。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。１０時に再開いたします。

午前９時４６分休憩

午前１０時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、５番小林一幸議員の発言を許します。

〔５番 小林一幸君登壇〕

◇５番（小林一幸君） おはようございます。議席番号５番小林です。議長のお許しいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

９月に入りまして、９月１日なのですが、皆様ご存じのとおり、防災の日が９月の１日になります。なぜ９月の１日になったかといいますと、大正１２年９月１日に関東大震災が発生して、その日一人一人が防災対策の重要性を広く国民に理解してもらうためにということで制定をされました。自然災害はいつ起きるか分かりませんので、平時からの備えをしっかりとしていくということが必要だと思ひまして、９月の１日、ちょっともう一回再認識をさせていただければと思いました。

９月２１日、これが世界アルツハイマーデー、認知症の日ということで、９月は認知症の月間になっています。今、役場の１階のロビーのところでも、世界アルツハイマーデーということで掲示がされていますので、ぜひ皆さん見ていただければと思います。

それから、９月の２３日、これが手話言語の国際デーということで、２０１７年１２月１９日に国連総会で手話言語が音声言語と対等であることを認め、聾啞者の人権の保障を目的としてということで制定をされております。今日、手話言語の条例についてご質問させていただきますので、取り上げさせていただきます。

９月はこういったいろいろなことがあってということで、いろんなことでいろいろな日が制定をされているというふうに、ちょっといろいろ調べましたら、そういうような形になっておりますので、そういう制度、いわゆる日にちの制定をされた日というのをしっかりと理解をするとともに、安心して生活できる、いつも町長が言っています「暮らすなら、ここがいい。」というところの玉村町、そういった玉村町にしていくためにこれから一般質問をさせていただければと思います。

まず、１番目です。玉村町乗合タクシーたまりんの再編に伴う利用者対応について。前回の一般質問で玉村町乗合タクシーたまりんの再編に伴い、現在利用している方へ説明し、町として対応を行っていくということでした。公共交通の見直しについて、タイムリミットが来ておりますが、現在の進捗状況及び対応状況について伺います。

①番です。１０月より始まる公共交通システムの進捗状況について。

②番、玉村町乗合タクシーたまりんの再編について、現在の利用者に対しての説明及び対応状況について伺います。

③番、高崎便の利用者への説明及び対応状況についてご質問させていただきます。

2番目です。災害時の要配慮者等の避難について。地域防災計画が見直され、災害時の避難所についても、要配慮者等を含めた住民が安心して避難ができる環境整備を行っていることと思います。今までのようにハザードマップや地域防災計画ができただけで終わりではなく、計画を実行していくことが必須であります。今回要配慮者の避難について、詳細を伺わせていただきます。

①番、要配慮者利用施設避難確保計画についての作成状況は、町として把握するとともに助言指導は行っているのか。

②番です。ここすみません。通告書では個別支援になっていますが、要配慮者等個別避難計画の策定状況についてお伺いをいたします。

そして、3番目です。手話言語条例の制定について。平成26年9月、玉村町議会定例会で、手話言語法制定を求める意見書を全会一致で可決しております。その後、県内でも各自治体で意見書が提出されました。その後、群馬県をはじめ、19の市町村が手話言語条例を制定しているのが現状であります。第6次玉村町障害者福祉計画で、コミュニケーション支援の充実を図るとしています。そこで、現在の取組状況などを伺います。

①番、町としてコミュニケーション支援の充実をどのように図っているのか伺います。

②番、手話通訳者の養成や役場窓口へ手話の分かる職員の設置などの状況について伺います。

③番、手話言語条例の制定をする予定はあるのか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えします。

まず初めに、玉村町乗合タクシーたまりん再編に伴う利用者対応についてお答えします。まず、1点目の10月より始まる公共交通システムの進捗状況についてですが、5月の玉村町地域公共交通会議において、9月末で既存たまりんを廃止し、10月からデマンド運行を開始することが決まりました。現在はシステム会社も決定し、システム会社や運行事業者と2週間に1回程度の頻度で運行詳細についての協議を重ねています。一昨日の9月2日には、町広報紙と同時に全世帯に乗り方ガイドと乗降地点マップを配布させていただきました。運行方法などが決定していくに合わせて、町広報紙やホームページ、たまりん車内への掲示、主要停留所への掲示などを行っているところです。陸運支局への許認可申請も進んでおり、10月1日の運行開始に向けて最終段階の調整を図っているところです。

次に、2点目の現在の利用者に対しての説明及び対応状況についてですが、5月に新たに運行形態になることが地域公共交通会議で決定してから、町広報紙において6月から4か月連続で記事を掲載

し周知を図っております。また、町ホームページでも順次情報を更新しているところです。さらに、たまりんの車内への提示や置きチラシを備えることで、既存のたまりんを頻繁に利用する町民へも周知を図っております。最近になり、お問合せのメールや電話も増えてきており、新しい運行に対する期待の高さを感じるとともに、予約をするという新しい方式への不安を抱えていらっしゃる利用者も多いと感じておりますので、今後も地域に出向いての説明会の開催など、積極的な周知を図っていきたいと考えています。

最後に、3点目の高崎便の利用者への説明と対応状況についてですが、高崎便の利用者はほとんどが高崎高等特別支援学校の生徒の方々であり、その他の利用者は1日当たり1人にも満たないのが現状でありました。高崎高等特別支援学校のたまりん利用生徒については、8月に代替案の保護者説明会を開催させていただき、現在たまりんを利用して通学している全ての保護者の方にご了解を得ております。今後はたまりんが廃止となる10月1日から、タクシーを利用した代替輸送を行う予定です。

次に、災害時の要配慮者等の避難についてお答えします。まず、1点目の要配慮者利用施設避難確保計画についての作成状況は、町として把握するとともに助言指導を行っているのかについてですが、国では水防法の改正により要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化されています。また、玉村町でも、地域防災計画において、要配慮者利用施設103施設に対し、避難確保計画の作成と年1回以上の訓練の実施を行うこととしております。地域防災計画の改定時において、把握している要配慮者利用施設につきましては、全施設において避難確保計画の作成が完了しておりますが、避難訓練の実施状況につきましては、訓練実施報告書としての提出件数は7件となっております。

施設の避難訓練は、避難確保計画に基づいて実施することから、施設職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうと効果的であり、またハザードマップを活用するなどして、水害等に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。訓練実施報告の提出がされていない施設に対しては、訓練実施報告の提出を促すとともに、訓練未実施の施設に対しては実施するよう指導してまいります。

次に、2点目の要配慮者等個別避難計画の策定状況についてですが、国や群馬県では、災害時における要配慮者対策として、地域と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成を重点に掲げ、優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促しており、当町におきましても、個別避難計画の作成に取りかかっております。現時点で、町の避難行動要支援者名簿には681名が登録されており、全員の計画作成を目指しておりますが、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得ながら、これまでにモデルケースとして4件の個別避難計画を作成しております。要支援者名簿に登録されている方は、単身で身寄りのない方もいらっしゃれば、自身で避難することができたり、同居家族や親族と一緒に避難できたりするなど、様々な状況の方が登録されております。そのため、個人の状況に合わ

せた計画とするため、環境安全課と健康福祉課及び関係機関等が連携し、逃げ遅れによる犠牲者がゼロとなるよう計画の作成を推進してまいります。

次に、手話言語条例の制定についてお答えします。まず初めに、玉村町の聴覚障害者の状況についてお話ししますと、令和6年3月31日現在、玉村町の身体障害者手帳の所持者は1,353人おりますが、そのうち聴覚障害者は132人おり、玉村町の人口の約0.37%に当たります。また、手話を言語とする人は全国に6万人から10万人いると言われており、これは日本の人口の約0.06%に相当いたします。玉村町において、手話を言語とする人の正確な人数は把握しておりませんが、全国的な割合から約20人ほどいる計算になります。

まず、1点目のご質問、町としてのコミュニケーション支援の充実をどのように図っているのかについてですが、近年のICTの発達により、スマートフォン等の機能が充実し、文字の読み上げや文字表示など、障害者もコミュニケーションを取りやすくなってまいりましたが、町では3つの支援を実施しております。1つ目が点字サービスによる情報提供です。これは、町の広報の情報を点字にして企画課窓口配置のほか、福祉施設や視覚障害者へ送付する事業です。2つ目が手話通訳者等の設置派遣です。これは聴覚障害者に対して、手話通訳者を役場窓口を設置する事業と手話通訳者を病院などへ派遣する事業です。3つ目が、手話奉仕員の養成研修の実施です。手話を習いたい人に連続講座を実施し、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、相手の話を理解し、簡単な語句や基本的な表現を用いて会話することができるよう、養成する事業を実施しております。

次に、2点目の手話通訳者の養成や、役場窓口への手話が分かる職員の設置などの状況についてですが、まず手話通訳者になるためには、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施する手話通訳者養成研修を修了し、手話通訳者全国統一試験に合格しなければなりません。町では、この手話通訳者養成研修を受講するための要件の一つである、手話奉仕員養成講座の入門課程及び基礎課程を実施することにより、手話通訳者の養成を支援しております。なお、令和5年度の玉村町手話奉仕員養成講座の基礎課程では6人の修了者がおります。

また、役場窓口への手話が分かる職員の設置状況についてですが、群馬県手話通訳派遣事務所に委託し、毎月第1、第2、第4月曜日の午前10時から正午まで、役場1階の健康福祉課窓口到手話通訳者を1名配置しております。主に役場の各種手続での通訳や生活の相談業務をしており、昨年度の実利用者は5人、延べ利用者は15人の利用がありました。

また、手話通訳者の派遣についてですが、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託し、昨年度は実利用者は6人、延べ利用者は26人となっており、病院の受診時などで手話通訳を利用しております。

最後に、3点目の手話言語条例の制定をする予定はあるかについてですが、群馬県では聾者と聾者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成27年4月1日に群馬県手話言語条例を制定しております。町は、町民の皆様にとって手話が身近な存在となるよう、

手話を学ぶ機会の確保を通じ、手話に関する関心を高め、手話を言語とする人たちの意見を聞きながら、手話言語条例の制定について研究していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5 番小林一幸議員。

〔5 番 小林一幸君発言〕

◇5 番（小林一幸君） 第2 質問からは自席から行わせていただきたいと思います。3 点について細かくご説明いただきましてありがとうございます。

まず、1 点目の玉村町乗合タクシーたまりの再編に伴う利用者の対応についてというところでお伺いをいたします。今までもいろいろな議員さんがたまGO の話ですとか、そういうようなお話をしていたというところと、それからここまでずっと長い間たまりがいろいろな形で運行していきまして、そこでいろいろな諸問題がありながら、ここまでたどり着けた、デマンドまでたどり着けたということというのは本当にすごいことだなと思っております。ただ、今度10 月から新しくたまGO という形でデマンド交通運行が始まるわけでございますので、そうなったときにどうかなというところ。もう、昨日私も頂きましたし、今全部の区長さんのところから多分各戸にたまGO の資料なり、地図なりというのが配布されるというようなことがあると思います。その中で、これから10 月1 日の運行に向けて、先ほど町長からもお話あったのですけれども、システム会社、それから運行事業者と2 週間に1 度程度で、運行詳細について協議をしているというところでございます。10 月1 日から始まるというところで、今まで協議を重ねていく中で、何か心配なところとか、こういうところはどうなのだろうというところで、問題点というか課題みたいのがあって、それを今協議しているというような内容というのがあるのかちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

今時点で、すごい問題、運行に支障を来すような大きな問題というのは特にございません。これまでパンフレットをつくる、乗り方ガイドをつくるとか、そういうことで協議を進めていて、現在のところ特に大きな問題というのはありません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5 番小林一幸議員。

〔5 番 小林一幸君発言〕

◇5 番（小林一幸君） 多分システム会社はある程度システムをつくって、こういう形で運用しているかというのがあると思うのですけれども、運行事業者は多分初めて今度このデマンドをしていくというような形、デマンド運行を委託というか、受託してやっていくというような形になるかと思います。そうなってくると、やはり一般的なタクシーをやっているところとはまたちょっと違った形の運用になってくるので、そういった部分で、例えばその事業者の方から不安というか、こういう部分

はどうなのだろうねみたいな話がなかったのかなと思うのですけれども、特に今のところそこまではいっていないですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

タクシー事業者との協議の中でですが、許認可関係が結構一番大きな話なのですが、許認可関係につきましても、陸運支局と話し合って全部クリアできて、許認可が9月中には下りるということで話がありました。あと、これから車両購入、車両の概要は全部できているのですけれども、これから納品されるということで、そこら辺でどういったちゃんと車両が艤装されてくるかというのはこれからになりますので、なるべく早く車両が来て、試運転、MONETがシステム会社で入っていますけれども、MONETの方が来て、実際に運転をする人と一緒に試走を行ったり、あとはオペレーターのほうの研修、運転手の研修をこれからやりますので、そこら辺でうまくいけばいいかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） これから始まることなので、何が起きるかというのはなかなか分からないところかもしれないのですけれども、ちょっと基本的なことを聞くのですけれども、今度デマンドで運行するタクシーというのは、例えば車椅子は乗るのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

購入する車両がセレナの福祉車両、もともとリフトつき、車椅子を乗せられる車両で、新たに艤装するタイプではなく、もともと標準でついているものを2台購入することになっておりますので、2台運行する中のそれぞれに車椅子は1台ずつ乗ることになります。車検とかで代替車両になると、ちょっとそこまで対応できないという可能性があります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうなってきますと、例えば今介護タクシーとかいろんなところでやっているとところになると、タクシーの運転手が、例えば車椅子を介助するときのやはり注意点というかいろいろありまして、介護タクシーだと結局介助するには介助するなりの資格が必要になったりとか、例えば介護職員の初任者研修が必要になったりとか、ある程度の部分で車椅子のことを知っている人で

ないと、なかなか操作するというのが難しいような感じになってしまうのですけれども、そういったのも併せて研修を受けているというか、ある程度の部分そういった方の状況を理解した方が運転手としてつくという形でよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

そのリフトの資格というのが、すみません。私は分かっていなかったもので、ちょっとそこについては再度確認させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） すみません。もうほぼ①番と②番と一緒になっているような状況だと思うのですけれども、車椅子の方も乗れるということであれば、やはり車椅子の特性、ちゃんとブレーキをかけないと落ちてきてしまうとか、そんな基本的なところもあると思いますし、あとは車椅子の方の動きというのも分かっている人ではないと、やはりなかなかそのまま乗せればいいのですよねって簡単に乗せるだけということではないと思います。そういった状況もありますし、やはり様々な想定がされる部分があると思うのです。それがだから、まだこれからで始まっていないので、どう起きるかというのがちょっと何とも言えないところかもしれないのですけれども、いろいろな部分を想定して、やはりその辺というのはやっていただきたいというところと、あとこれからちょっと②番のほうの利用者に対する説明、対応状況についても一緒に関わってきてしまうと思うのですけれども、やはり町内にはいろんな方がいて、昨日の質問の中でもちょっとちらっとあったのですけれども、例えばバス停というか、停留所までの間が300メートルぐらいだということであるのですけれども、300メートルも結構きつくて、歩行器ですとか、シルバーカーなら何とか行けると、そうなってくるとそれも結局一緒に持っていけないと動けないというような現状があると思うのですけれども、セレナとか少しあのくらいの規模であれば、それを乗せるということも可能だということでもよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

普通のタクシーではありません、乗合タクシーですので、一応荷物は膝の上に寄せられる程度ということになっております。大きな荷物とかキャリーカートの場合には、タクシーを利用してもらうのが一番かと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうすると、300メートルを歩けない人で、例えばシルバーカー持ってきた人は、持ってきた停留所にそれを置いて乗っていただくという形で、それは持っていけないので、それをもし持っていく場合は、普通のタクシーを呼んでくれというような形の理解でいいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現状乗合タクシーでありまして、予約のほうがA Iで決まってしまうので、乗車定員まで乗せることになってしまいますので、その辺はちょっと無理があるのかと考えております。キャリーカートを持って別の席に置いて乗るとするのは、ちょっと席を占領してしまうのは無理があると思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） その辺はたまGOの説明には載っていますか。載っていますね。分かりました。そうすると、ちょっとまたそういう人たちがやはり買物に行くのが大変だとかいうような状況といるがあると思うのですけれども、いわゆるそういう人たちは、今のたまりんでは同じくそういったものは乗せていないということよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。お答えいたします。

たまりんにつきましても、乗合ですので、同じ状況であります。ですので、あくまでも、そういうものが必要な方については、自宅からタクシーを乗ってもらうということでお願いします。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 分かりました。そういう方は、たまGOには乗れないというところで、もし私も質問されましたらそういう形で答えていきたいと思います。

昨日もちっとあったのですけれども、現在の利用者に対しての説明及び対応状況、②番に移りますけれども、希望があった例えば民生委員さんとかそういうところには説明に行きますよというようなお話があったと思うのですけれども、デマンドタクシーでも公共交通の一つというのを考えるとすれば、希望があった地域に行くのではなくて、全地域にやはりしっかりと説明をしていくということが必要かもしれないなと思っています。それが平等だったりとかするのかなと。例えばこの地域では何回も説明会をしまして、民生委員さんだったり、質問するけれども、この地域からは特にないからそこは特に説明会はしないで、いわゆる町が出しているもので分かってくれているのかなというようなお考えなのか、昨日松本議員も言っていましたけれども、やはり地域によっていろいろと状況は違ってくると思うので、私としては全地域に、本当であれば説明会を開いていただいて、そこで公共交

通について説明をして、それを逆に地域の方から、その当日参加できなかった方とか、実際に利用するような方に説明をしていくというシステムをつくったほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

昨日お答えした中でちょっと足りない部分がありましたので、お話しします。これから、9月いっぱいには要望のあったところで説明会を開く予定です。今も係の者は行っています。今後につきまして、10月以降、このたまGOを予約して乗ると、全てパソコンに記録されます。どこから乗ってどこで降りたというのが。ですので、どの地区でよく使われている、どの地区は全然乗る人がいないというのが全てパソコン上でデータで出てきます。なので、全然乗っていない地域というのがやはり周知されていないということが考えられますので、今後はそういったところに周知するように努めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 利用する人がいないのか、利用の仕方が分からないのか、その辺はどちらとも言えないので、やはりそこは説明を、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、地域に出向いて説明会を開催するなど積極的に周知を図っていくということなので、その辺の周知というのは図っていただければと思いますので、お願いいたします。

次、③番、高崎便の利用者の説明というところで、先ほどお話がありましたほとんどが高崎高等特別支援学校の生徒さんというところで、8月に保護者説明会を開催して、その中で代替案の説明をして、保護者の方から了解をいただいているということですが、説明の内容をちょっとざっくりでいいのでご説明を、どんな説明をして、その中でご家族、保護者からは何かご意見が出なかったのか、その辺をちょっと、本当に簡単でいいので教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 説明会の内容について回答させていただきます。

まずは、たまりんを利用していることに感謝しまして、たまりんを廃止することについて謝らせていただきました。交通事業者といろいろ折衝した結果、高崎市内に乗り入れられないことになったことを謝らせていただきました。そして、現在高崎直行便のほうが7時45分交通広場を出発して、8時8分に支援学校に着く、帰りの便が16時8分に支援学校を出発して、16時40分に交通広場に着くという、この1便に乗っているということです。それに対しまして、代替手段としま

して、町のほうでタクシーを手配して、出発の地点が交通広場ではなく、玉村町役場の永井バスとかのバス停のある、農協との間のところを7時45分に出発して、支援学校にはタクシーですので、時間は定時ではありませんので、かかった時間なのですけれども、おおよそ8時10分頃に着くと。下校につきましては、クラブ活動のある日とない日で時間が違うということで、それはこちらで現状のたまりんと同じ時間を提案したところ、クラブ活動が毎日あるわけではないと。クラブ活動が週1回しかないということで、そこにつきましては、保護者の意見でクラブ活動のある日は16時に支援学校のほう出まして、役場に16時25分頃着くと、クラブ活動のある日につきましては16時20分に出発がいいということで、20分に出て、役場のほうに16時45分に到着、この帰りの案で了承していただきました。使用する車両につきましては、通常のタクシーは4人乗りですので2台、現状支援学校まで通っている生徒が7名いますので、2台ないと足りませんので、2台ということです。ただ、タクシー会社によっては大型も持っていますので、そこら辺はまだこれから。最悪でも全員乗れる分で2台か、大型で1台ということで、行きと帰りの両方とも出すことになっております。乗車運賃につきましては、片道300円ということで、こちらを負担金としていただくことで了承を得ました。

対象者につきましては、今年度残りの半年間、令和6年度につきましては、現在のたまりんの利用者の7名です。来年度、令和7年度につきましては、令和6年度の利用者と、一応2年、3年は徐々に減ってきますので、令和7年度に町内に在住している生徒も使っていよいよということで、そこは保護者にはあまり関係ないところなのですけれども。令和8年度につきましては、令和7年度の利用者ということで了承を得ました。タクシーを利用する人には申請書を提出していただきまして、こちらからタクシー利用券をお渡しして、それを乗るときにタクシーの運転者に渡してもらうと。そのタクシー会社から月ごとに利用した利用券と実際の運賃、料金のほうを役場に請求するという運用していきたいという話で、一応全員の了承を得まして、その場で申請書をいただきました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） たまりんでせっかく通っている学生の足がなくなってしまうというところはやはり不安なところもあったようですので、そこまで説明していただく、それからそこまでのタクシーをしっかりと整備をして準備していただくというところで、前回そのお約束いただきましたので、それが実行されたということはありがたいというふうに思っております。今後もしいろいろあると思います。ただ、そういう学校に通っている生徒さんたちに不安だったり、保護者の方にも不安を与えてしまうというのは大変なことだと思いますので、そこはこれから運行していきながら、いろいろなことがもしかしたら起きるかもしれませんので、そこはまたフォローをお願いしたいと思います。

時間もありません。次、2番です。災害時の要配慮者等の避難というところで、本当に私が前の課

長のときから地域防災計画は何で立てないのだとずっと言い続けて、ようやく地域防災計画が立ちまして、そこからやはり絵に描いた餅になってはいけないので、それを実際に計画どおりにいろいろ進めていただくということがあると思うのですけれども、たしか玉村町にも地域防災計画とリンクして、玉村町水防計画というのもあったと思うのですけれども、それというのはリンクして、例えば計画の見直しを行うということがされているのか、私が把握している段階では水防計画は平成21年に立ってそのままになっているのかなと思うのですけれども、その辺の関連をちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 水防計画についてお答えいたします。

地域防災計画の中には、確かに水防計画についての記述が随所に載っておりまして、総合計画とリンクしております。小林議員が言われたように、水防計画のほうは平成21年につくられてから一度も改定していなくて、多少今の現状と違ってきているところもありますので、そちらについては早急に改定していく予定であります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 早急にというのはいつ頃までにという予定、これは多分早いほうがいいと思うのです。せっかく地域防災計画を立てて、そこと多分リンクしていない部分もたくさん出てくると思うのですけれども、課長としていつまでにやりたいということをやちょっとお伺いしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 私が勝手に答えるのもあれなのですが、あまり早いと、いろいろ協議も必要だと思いますので、本年度中と言いたいところですが、すみません、来年度、ここ1年以内にはやりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 1年以内ということでお約束いただきましたので、大変かと思いますが、つくっていただければと思います。しっかり皆さん、ここにいる人たちは全員聞いておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②番、要配慮者等個別避難計画の策定状況ということで、現在681人いるということで、今モデルケースとして4件の個別避難計画を作成しているというところでご回答いただきました。令和5年9月の定例議会で三友議員が一般質問でやはり同じ話をさせていただいて、そのときに何件だったかというのと、そのときに4件なのです。前回の多分議会の中で羽鳥議員がやはり聞いてい

て、そのときも4件なのです。1年たって4件、4件、変わらないのです。予定としては、令和7年までには全員分を立てたいと言っているのですけれども、このペースでいくと全く間に合わないのではないかというふうに思っています。今、皆さんご存じのとおり、線状降水帯だったり自然災害というのが本当にたくさん出ていて、そういった中で今のペースで全員の個別の避難計画というのが間に合うのかどうか。やはり地域を巻き込んで、例えば地域に防災士さんもあると思うのです。そういう人たちも巻き込んで、ケアマネジャーさんなりその福祉の専門職の方も巻き込んで、やはりその辺の取りあえずではないですけれども、ある程度誰を最優先にしなければならないとか、そういったところを早めにして、もう1年たってまだ4件、4件ということは変わっていないので、その辺をどうこれから取り組んでいくのか。令和7年でこのペースでいくとあつという間に令和7年になってしまうと思うのですよね。その辺はどうお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 個別避難計画の策定についてお答えいたします。

確かに令和4年から環境安全課と健康福祉課でプロジェクトチームをつくりまして、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得ながら作成しておりますが、件数に対しては変化ありません。ただ、何もしていないわけではありませんで、多くの聞き取り調査を行っておりますが、避難支援者等がいる等で計画作成には至っておりません。実際に要配慮者名簿には681名登録されておりますけれども、そのうちの317名は自力でとか家族、支援者等がいて、避難可能ということで記載があります。また、水害に関してであります。想定浸水深が50センチ以下の場所に居住している人もそのうち41名おります。実際にケアマネとか福祉の方とのいろいろな聞き取り調査等によりましても、実際に身寄りがなくて、真に公助が必要な方につきましては100名はいないと考えておりますので、実際に必要な人の作成を急いでいきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今、317人は今のところ自分で避難ができたり、ご家族がいたりというところ。ただ、高齢者の方って1年たつと1年年を取るのです。1年年を取るとお体もそんなにずっと同じ状態でいられるかというと、そういう状況ではない。徐々に、さっき言っていた681人ですか、それよりも増えてくる可能性というのがあると思うのです。だからこそ早めに、ざっくりでもいいのです。まず、全部完璧なものではなくても、おおよその部分で、この方、さっき言った九十何人いると思うのですけれども、そういった方々に対してのざっくりとしたその避難計画ですよ、そういったものを立てるといふところというのはもうしておいたほうがいいのではないかと思います。やはり地域の防災士さんも言っていて、このまま計画立てられなくていいのかねって言っているのです。あと、地域の方も地域の中でどういうふうにその人たちに対してフォロー、支えていくかというところ

ろも、結局計画を立てる立てると言っても全く立てていないというのはどういうことだろうという、周りがすごく不安になっているという現状があると思うのです。ですから、どんどんやはり、防災士もそうですし、地域の福祉の専門職もそうですし、どんどん巻き込んでいただいて、本当にその人の最低限の計画をまず立てて、そこからだんだんと計画をバージョンアップさせていけばいいのだと思うのです。だから、そういったところをちょっと早めに見ていただいて示していかないと、令和7年には私としては絶対に間に合わないと思っていますし、令和7年までにまた新しい要配慮者というのが出てくる可能性があると思うのです。そういったところを早めにちょっと対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

時間もございませんので、次、3番、手話言語条例の制定というところで、これはちょうど平成26年の玉村町議会第3回定例会で、宇津木議員が玉議第6号で手話言語法制定を求める意見書というのを提出していきまして、そこで結局皆さん全会一致で可決をしています。そこから先の動きが全くないのです。そういったところもあるので、その辺についてもちょっとこれからご質問したいと思うのですけれども、時間があまりないのであれなのですが、まずコミュニケーションの支援の充実をというところで、点字サービスによる情報提供というのがあるのですけれども、これは町広報の情報を点字にして企画課の窓口を設置しているのですけれども、それ以外の窓口というのはどこか設置していないのですか、企画の窓口だけですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

今のところ、企画課の窓口で、あとは町長の答弁にもありましたように視覚障害者の方へ向けて提供しているというところです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 図書館なんかにも置いておいてもいいかななんてふと思ったのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 以前は図書館にも置いていたのですけれども、申し訳ありません。どういう経緯でだったか私把握しないのですけれども、今は図書館に置いていないというところなので、その辺の経緯を確認して、また図書館に置くということもできるかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。図書館もやはり大切な情報源だとは思っているので、そこ

にあるということも一つ必要だと思います。

それから、町長の答弁の中で、手話奉仕員の養成研修の実施というところで、養成研修を今やられていると思うのですけれども、この養成研修は何年ぐらいに始まって、そこから大体五、六人なのかな、ずっと参加者がいると思うのですけれども、今までで通算でいいのですけれども、何人ぐらい受講者がいらっしゃるのかちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） この手話奉仕員養成講座、健康福祉課では平成24年から始めました。その前は企画課のほうで行っていたと聞いております。健康福祉課で始めてからは、これが2年間を通した研修になります。1年目が入門研修で全30回、週1回やっているのではほぼ何か月にもわたって1年やっていただくと。その2年目が基礎課程ということで全23回というカリキュラムになっていまして、2年間の講座を受講して修了ということになります。ほぼ5人から10人程度の参加者のようでした。この講座修了後は、町長の答弁にもありましたけれども、群馬県が実施する手話通訳者養成研修を受講する資格が得られます。この卒業生たちが今どうしているのかというところなのですけれども、実は1名その後の手話通訳者養成研修を受講して試験を受けて、手話通訳者になっております。その方が今現在健康福祉課の窓口に通訳者として、月に3回、週1回、10時から12時の午前中、健康福祉課の窓口で手話通訳者として活躍しておられます。ほかの方々については、手話サークルに所属をしたりして、身近なところで聴覚障害者とコミュニケーションが取れるように、手話技術を忘れないように維持していただくとか、さらに上手になっていただくとか、あとは聴覚障害についての知識を深めていただくとかというような活動をそれぞれにしているというふうに聞いております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 私も実際手話をちょっと使ったことがあって、高校生から多分10年ぐらい手話をずっとやっていまして、やはり手話ってやらないと忘れてしまうので、できるだけ手話を使うようにはしてはいるのですけれども、手話だけではなくてやはりコミュニケーション方法、いわゆる聴覚障害者の問題というのも考えながら、手話をやっていただいたほうがいいと思います。せっかくやっていただいているので、これは継続していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

私も健康福祉課の窓口で会ったこともありますので、そういったところ、あとは職員でご興味があって、窓口でやっているという人はいらっしゃるのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

なかなかそれは強要することもできないかと思うのですが、やはり聴覚障害者の方の対応するときに筆談で行うことが主になってしまうのですが、実は筆談ではうまく伝わらないのです。どうしても認識の違いが出てきてしまうというところ。あとは、聴覚障害者の方は口を読みますので、できるだけマスクを外して、ちょっとコロナのときはどうしてもマスクを外せないというところがあったのですが、マスクを外して大きな口ではっきりとしゃべるというところ、それから簡単な手話でいいのです。私も実は昔ちょっとやっていたことがあるので、もうほぼ忘れているのですが、ありがとうございますとか、あとよろしく願いますとか、本当にちょっとしたところでもいいので、我々職員も手話を使えると、相手の聴覚障害者の方も少し安心して話をしてもらえる、筆談でも本当に細かい手続の説明などはもうとても手話では無理なので、そこは筆談になってしまうかもしれませんが、そういった簡単な挨拶というのができるだけで、ちょっとコミュニケーションが取りやすくなるというのは、私もたまに窓口に出て、聴覚障害者の方にちょっと使ったりとかすると、あ、できるのなんていう感じで言ってくれたりするので、そういうのは大事なかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 窓口に行くと不安なのですね。自分の言葉が通じるのか通じないのかいろいろあって、だからその中でちょっとでも挨拶をしてくれたりとか、その空間、時間があるということは本当に大切なことだと思いますので、そこは今後もしていただきたいと思いますし、さっきの受講生もたくさんいらっしゃるの、そういう人たちにうまくいろんな形で関わっていただいたりとか、あともう少し手話に関しての理解というか、町の人に対して理解度というか、知っていただくという機会をつくってもいいのかななんて思っていますので、例えば産業祭の片隅に手話のコーナーをつくってあげるとか、あと点字のコーナーをつくってあげるとか、中には目が見えない、耳が聞こえないという盲聾啞といういわゆる重複障害の方もいて、そうすると手話が見えない、すると指点字を使ったりですとか、やはり様々な状況というのがあると思いますので、いろいろな形で障害を持たれた方に対して、サポートがしていける環境をつくっていただければと思いますので、お願いします。

最後に、手話言語条例に関して、制定をする予定はあるのかというところで、いつもの行政トークの中で、手話言語条例制定について研究していきたいと思いたいという、いつも言うのですが、研究と検討というのはしないということが決まっているので、結局研究しても検討しても、その後続かないというような現状があると思います。宇津木議員も前にせっかくその意見書を出して、みんなで全会一致で可決をし、そのまま何もないというのは私もどうかなと思います。もう今群馬県内でも、群馬県をはじめ、前橋市、中之条町、渋川市、みどり市、大泉町、桐生市、高崎市、館林市、伊勢崎市、安中市、太田市、沼田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、吉岡町、千代田町、草津町、榛東村、全部

で19の市町村でもうしっかりと条例ができています。だから、条例ができたことで何ら変わりはないということではなくて、条例をつくるということで、さっきも言いましたけれども、いわゆる聴覚障害者の方のことを、しっかり手話言語を普通の音声言語と同等だという扱いをするとともに、そういう人たちのやはり権利を守っていかなければいけないと思うのです。そういうことも考えているのですけれども、課長、研究は研究だけで終わるのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

条例をつくってもつくらなくても、やること、取り組むべきことをきちんとやればというようなところもなきにしもあらずなのかなと思うのですけれども、先日新井議員のお話の中で、5つのゼロ宣言でしたか、それについても、それを宣言することで町民に広く伝わって、町民が関心を持ってというところで効果あるのではないかなというようにお話をされたのですけれども、私はそれを聞いてなるほどなと思ったのですが、町長の答弁の中では、まずは町民の方の関心を高めてというような流れになっていたかと思うのですけれども、昨日ちょっと新井議員がそうおっしゃっていたのを聞いて、なるほどなというふうに思いましたので、すみません。非常に前向きに検討していきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。非常にというのがついたので、ちょっと期待をしたいと思いますが、町長、最後にさっきこの手話言語条例、町長の答弁にもありましたように、いわゆる身近にするためにはこういう情報を皆さんに知らしめる、そういうためにも条例をつくるということが私は一つのきっかけづくりになると思うのですが、町長いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の話を聞きまして、聴覚障害の方は人数的には少ないし、とはいえ、今私たちの社会というのは、様々な状況、背景の人がいるわけで、例えばLGBTQの関係の方に対する条例も制定しているし、それでやはり様々な人がいるのだよ、その人とつながるのだということによって、共生社会というのは進むのだと思います。そういう意味において、町民が当該ではない人々も自覚するという意味においても、条例制定というのは実は意味があるのではないかと思います。そういう意味において、今健康福祉課長も話しましたがけれども、そのような方向で進めていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番(小林一幸君) 最後にダブルでとてもすてきなお答えをいただきましたので、研究ではなく、検討でもなく、これをつくって、広くやはり、町長がいつも言っている「暮らすなら、ここがいい。」というような、障害を持っても、年を取っても、この玉村町で本当に安心して生活をしていくというところというのは大切だと思います。そのために、やはり聴覚障害を持ちながらも、視覚障害を持ちながらも、ハンディがありながらも、本当に生活ができる、生活がしやすいという環境をつくる、そういったために、そういった人の生活がどういう生活なのかというのを皆さんに知っていただくということが大切。そういったために条例なり、皆さんに広く知っていただくという機会をつくっていただくということも大切だと思います。先ほど言いましたように、世界アルツハイマーデーは下にありますけれども、手話言語の国際デーも9月ですので、そういったところも踏まえて、例えば役場のフロアとか、そういったところでやっていただいてもいいのではないかなというところに期待を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇議長(石内國雄君) 休憩いたします。11時15分に再開します。

午前11時休憩

午前11時15分再開

◇議長(石内國雄君) 再開します。

◇議長(石内國雄君) 一般質問に対する参考資料が学校教育課から配付されております。

次に、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番(三友美恵子君) 8番三友美恵子でございます。9月議会の最後の一般質問となります。

1番、学校の働き方改革とこどもまんなかの教育について。平成31年1月の中央教育審議会において出された、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてを以下のとおり質問いたします。

1番、玉村町の学校の働き方改革の進捗状況はどのようになっているか。

2番、教員一人一人の働き方の意識改革についてはどうなっているか。

3番、これまで行ってきた改革は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりしていないか。例えば運動会、夏休みにおけるプールの開放、修学旅行や社会科見学、部活動、その他もろもろの行事をどのような基準で削減しているのか。また、それらに関して、地域、父兄、子供たちとの話し合いや連携は取っているか。

4番、部活動の地域移行は働き方改革の一環であると思うが、生徒たちの意向はどの程度考慮しているのか。

5番、今後も働き方改革は進めていかなければならないと思うが、こどもまんなかとの間で、苦慮することがあると思う。解決策として、人員の補強があると思うが可能であるか。

6番、A I の活用についてはどのように考えるか。

7番、こどもまんなかに据えた教員の働き方改革を行っているか。

2番、小中学校のタブレットの活用状況について。小中学校に令和2年12月に児童生徒1人1台のタブレットが導入されて、今年の12月で4年が経過する。活用状況はどのようになっているか。

以上、お伺いします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 大変僭越ですが、私のほうでまとめて答弁をさせていただきます。三友美恵子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、学校の働き方改革とこどもまんなかの教育についてお答えいたします。質問に対する回答の順番を変えて大変恐縮なのですが、まずは7点目のこどもまんなかに据えた教員の働き方改革を行っているかについて、先にお答えいたします。学校の働き方改革の目的は、教員の負担を軽減し、子供たちへの教育の質を向上させることです。具体的には、過重労働や長時間勤務を是正し、教員が教育活動に集中できる環境を整えることにより、子供たちの授業の質を高め、活動や行事をより効果的なものに改善し、併せて子供たちと向き合う時間を増やすことにあります。したがって、玉村町では、学校の働き方改革はこどもまんなかの教育の推進と矛盾するものではなく、むしろその目的において、軌を一にするものであるとの考え方に基づいて、適切な推進に努めていることをぜひご理解頂ければ幸いです。

それでは次に、1点目の玉村町の学校の働き方改革の進捗状況と、2点目の教員一人一人の働き方の意識改革についてのご質問にお答えいたします。教員の働き方改革につきましては、先ほどお手元に資料を配付させていただきましたが、令和5年12月に教職員の多忙化解消に向けた県の協議会から提言が出され、玉村町でもこの提言を指針としながら、様々な改革を着実に進めているところです。具体的な改革の例といたしまして、学校行事については、入学式、卒業式などの式典のスリム化、運動会、体育祭の時間短縮及び練習時間の削減、定例的な家庭訪問の廃止等が進んでおり、PTA行事についても、PTA総会の書面決議や慣例的な行事の精選等の流れが広がっています。

また、児童生徒の欠席連絡や通知等の配布に連絡アプリを活用したり、学校評価等のアンケート調査にグーグルホームを活用したりするなど、ICTの効率的な活用も進んでいます。さらに、留守番電話機能を採用したことで、夜間の電話対応の軽減を図ることもできました。

部活動についても、国や県の指導に基づいて作成した玉村町部活動ガイドラインに沿って、活動時間の精選や部活動数の適正化に取り組んでいます。また、部活動の地域移行につきましては、現在野球部やソフトテニス部、陸上部の3部活で地域のスポーツ団体の協力をいただく取組が始まっており、

そのほか、バレーボール部や体操部等に部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減が図れると同時に、生徒が専門的な技術指導を受けられるというメリットが生まれております。このような改革の推進は、教員の意識改革にも確実に結びついており、時間内に効率的に業務を遂行しようとする意識も高まり、教員一人一人が自分自身の働き方を振り返る機会にもなり、結果として、時間外の勤務時間も少しずつ軽減の方向で推移しております。

次に、3点目の行事をどのような基準で削減しているのか。また、それらに関して地域、父兄、子供たちとの話合いや連携は取っているのかについてのご質問にお答えいたします。まず、働き方改革における行事等の業務削減の基準についてお答えします。学校教育で行うべき内容は学習指導要領で示されておりますので、その基準に照らして、必ず実施しなければならない内容を精査しながら、学校行事等を検討を実施しております。これは、単に教員の負担軽減を目的とした結果ではなく、令和2年度から数年にわたるコロナ禍において、ほとんどの行事が中止を余儀なくされた状況から徐々に脱却する中で、子供たちにとって本当に意義ある活動と、これまで慣例的に行われてきたが、精選が必要な活動を精査する取組の成果であると認識をしております。夏休みのプール開放については、近年の気温上昇に伴い、学校ではプールの授業を中止したケースも多々あり、夏休み中であればさらに気温が上昇し、登下校を含めて熱中症の危険が高まることから、夏休み中のプール開放は中止しています。その他の各種行事につきましても、学習指導要領ではどのように示されているか、児童生徒の安全は図れるか等の基準に照らし合わせながら、各学校が責任を持って主体的に検討を重ね、実施の有無や実施方法等を決定しております。その際に、地域や保護者、子供たちとの話合いや連携が必要な場合には、その都度必要な連絡を取り合い、丁寧な協議を踏まえながら、慎重に判断しているものと認識をしております。

次に、4点目の部活動の地域移行について、生徒たちの意向はどの程度考慮しているのかについてのご質問にお答えいたします。部活動の地域移行の状況については、先ほど申し上げたとおり、地域の諸団体との協議を踏まえながら、実現可能なところから一步一步着実に進めているところでございます。したがって、生徒たちの希望や意向のとおり地域移行を進められる状況にはございませんので、事前の意向調査を実施しているわけではありませんが、移行が実現した種目につきましては、生徒や保護者へのアンケートを丁寧に実施し、その成果や課題について詳細に分析し、必要な改善策の立案に結びつけているところです。ただ、部活動の主役は生徒でございますので、今後は必要に応じて、地域移行を検討する段階の部活動につきましても、生徒の意向調査の実施についても検討していきたいと考えております。

次に、5点目の今後も働き方改革を進めていく上での解決策として、人員の補強があると思うが可能であるかについてのご質問にお答えいたします。三友議員ご指摘のとおり、教員の負担軽減と子供たちの教育の質の向上に向けて、マンパワーの充実、すなわち人員の補強が非常に有効な方策の一つであることは言うまでもありません。しかし、人件費の増加は財政上の大きな負担を伴うことから、

慎重な判断が求められるところでございます。そのことを踏まえた上ではありますが、現在学校現場における喫緊の課題の一つとして、何とか学校にはたどり着ける、登校できるのですが、自分の教室に入って、ほかの友達と一緒に学習に取り組めない児童生徒が急激に増加しているという状況が生まれております。中学校においては、相談室での対応という手段もございますが、小学校においては教員の空き時間も少なく、それらの子供たちに対応する人員が確保できず、管理職や養護教諭を含めて、多くの教職員に大きな負担が生じている状況にあります。せっかく学校までたどり着いている子供たちに丁寧に対応しながら、自信を持たせたり元気を取り戻させたりすることにより、安定した学校生活を送れるようにすることは、不登校問題への対応と誰一人取り残さない学校づくりの理念を実現する上で非常に重要なことであると考えており、この問題に対応するための人員の補強は、こどもまんなかの働き方改革に直結するものとして、実現に向けた検討を進めていきたいと考えております。

最後に、6点目のA Iの活用についてどのように考えているかについてのご質問にお答えします。現在実践している内容といたしまして、児童生徒のタブレットパソコンにA Iドリルを導入し、個別の学習指導に活用しております。児童生徒が自分自身の理解度や達成度に応じた問題練習に取り組み、学習内容の定着が図れるようになることで、一人一人に応じたきめ細かな指導を目指す教員の負担の軽減につながることから、A Iの活用は大いに意義あることであると考えます。今後も技術革新が期待できる分野でございますので、どのようなことにA Iを活用することが有効なのかについてさらに研究し、必要に応じて導入を図りたいと考えております。

最後になりますが、学校の働き方改革は、教員の長時間労働を改善し、教員一人一人の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って業務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図ることで、子供たち一人一人が充実した学校生活を送れるようにすることです。玉村町では、三友議員ご指摘のとおり、こどもまんなかに据えた教員の働き方改革を今後も推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小中学校のタブレットの活用状況についてのご質問にお答えいたします。令和2年12月に、小中学校に1人1台のタブレット端末の配備が完了し、令和3年度から本格的に活用が始まって4年目を迎えました。各学校では、学習や学校生活の目的の達成のため、また教職員が教育活動を効率的、効果的に行うために、各学校の教育目標や実態に応じて積極的に活用を進めております。学習面では、グーグルの各種アプリケーションを使って、教員から授業の資料を一斉に配布したり、児童生徒からの提出物をデータで回収したりしております。

現在、学校では、児童生徒の資質、能力を十分に伸ばすために、個別最適な学びと協働的な学びの充実が必要とされておりますが、個別最適な学びに関しましては、児童生徒が自らのタブレット端末で必要なときに情報検索を行って問題解決に生かしたり、デジタルドリルを使って学習内容の定着を繰り返し行ったりしております。また、協働的な学びに関しましては、児童生徒が話し合うために必要となる情報をタブレット端末によって事前に共有し、より深い話し合いができるようになったり、友

達の考えを気軽に確かめられることで、自分の考えの形成に生かしたりしております。さらに、デジタルアンケート機能を用いて、児童生徒や保護者からの意見収集を効率的に行ったり、先日の中学生海外派遣事業では、リアルタイムで現地の状況を伝えたりすること等にも活用しています。これまでの教育活動において、時間的、場所的、物理的に合った様々な制限が、1人1台タブレットによって多くの部分で解消が図られ、新しい教育の形ができつつあります。

今年の4月に中学3年生と小学校6年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査では、授業におけるICT機器の活用頻度に関する質問がありました。前年度までの授業で、パソコン、タブレットなどのICT機器をどの程度使用したかという質問に対しまして、「ほぼ毎日」、「週3回以上」と回答した児童生徒の合計は、小学校では全国平均59.5%に対しまして、玉村町は64.3%、中学校は全国平均64.4%に対しまして、玉村町は84.1%となっており、全国平均と比べても高い頻度で活用が図られていることが分かります。今後も教育活動の目的に合わせて、1人1台のタブレット端末をさらに充実させたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 第2質問に移ります。

いろいろ説明していただき、働き方改革のこともよく分かりましたし、玉村町はこどもまんなかの中で働き方改革をやっているという事はよく分かりました。その上で、父兄からいろいろなこともありますので、ちょっと質問させていただきます。

部活動の移行についてなのですが、これからは子供たちに聞きながらということをやをぜひ充実してやっていっていただきたいと思うのです。新しいコーディネーターを入れて、これからやっていくということですので、ぜひとも子供の意見、そして父兄の意見も聞きながら、部活移行を。今やっている移行はお金がかかりますか、移行した段階に。そのテニスをやったりするときに月謝とか、そういうことがかかってきますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） もちろん指導者に対しての謝礼であったりとか、移行した団体に対して必要な消耗品等を購入していただくようなお金を配布したりというところで、今お金を使わせていただいているところです。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） それは子供たちの負担というか、父兄の負担にはなっていないということですか。学校自身がそれを支払うということですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 子供たちではなくて、町あるいは県のほうからの予算を使わせてもらって活用していただいています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 部活動は学習の一環ということで、ぜひ学校がしっかりと目を向けていけるような形で部活動の移行していただきたいと思いますし、子供たちがやりたいことができる、そんな、今働き方改革が行われたから部活動ができなくなるというような、そういう状況はぜひ避けてほしいと。働き方改革に対しては、私たちも全面的に先生の子供たちに対する気持ちを向けられるように、いろいろな改革をしていただけることはすごくいいことだと思っております。それでも、子供たちの活動とか行事が制限されてしまうとか、今までと全然違ってしまったり、そういうことにならないような形で働き方改革を進めていただければありがたいと思っております。

それで、ここにあるプールの開放ということで、今年は暑さのこともありまして、なかなかプールを子供たちにさせてあげられなかったと思うのですが、夏休みの子供たちの生活みたいなことについては何か子供たちから伺っていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

子供自身からそういったことを伺うということは特にはありません。ただ、保護者について子供の遊び場であったりだとか、遊ぶ場所がなくて困っている、あるいは自分がよく行くのは児童館、児童館にも顔出したりするのでありますが、今年度につきましては、特に暑い日が続いたという手前、児童館の外でも遊ばせることができない、一日中室内で過ごさなければならないということで、そういったところで子供のストレスがたまってしまうという、指導員のほうも非常に負担ですし、子供も中で暴れてしまって、言うことを聞かなくなってしまうというところで、お互いによくないというところの、そういった話は聞いているところです。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 今年の夏は暑さがすごかったので、私も子供たちが外へ出ないというのは分かるのですが、本当に子供たちがうちにずっといるという環境の中で、子供たちのストレスはたまっているだろうなと。お母さんに夏休みの間どうしていましたかと聞くと、さあ、何していたのでしょうってそういう感じです。多分宿題が終わって、お弁当を作ってもらっているからお昼を食べるでしょうけれども、あとは友達がうちに来て、多分こういうゲームをして遊んでいることが多いのでは

ないのかなと、夕方とか朝の早いうちに遊びに出ることもないでしょうし、ほとんど子供の顔見せませんでしたものね、外で。何かうちの孫たちは朝6時半に起きて、少し遊ぼうということで、公園で遊んでいたらクレームが来ました。そういう状況で、子供たちが朝の早い時間ならちょっと遊べるかねといって公園で遊んでいてもクレームが来るような状況で、根石公園があったので、そっちのほうへ行ったのですけれども、住宅の中の公園では遊べないと、朝早くてうるさい、そういうクレームが入って、そこでは遊ばせてもらえなかったというような状況もあって、子供たちの遊び場というのが、今年の夏は誰も外に出て遊べなかったのかなと。中学生も部活が酷暑日とかいうので中止になって、みんなうちで本当にこうにやっているか、友達が来てこうにやっているか。あとは、勉強もあるでしょうから、勉強もしているのでしょうけれども、1日勉強しているわけにもいかず、どこに遊びに行くわけにもいかず、ただただみんな子供たちは今年の夏は本当にうちにいたと思うのです。

働き方改革の中で、学校で使える時間というのは少なく、先生が管理する時間というのは少なくなるのですが、これで体育館にクーラーが入ったりして、子供たちが遊べる状況ができれば、その時間を先生が管理しなくてもいいと思うのです。校庭と体育館は、授業以外は管理を別にして、子供たちが校庭でも4時ぐらいなら少し涼しくなった時間、朝早くなれば6時でも7時でも校庭で遊べるという、そういうようなことをやっていかないと、夏休みにほとんどの子供たちが外に出ず運動も一切できず、本当にただうちの中にいてゲームをしていたようなことが起きているような気がするのです。玉村町には遊ぶ場所もないですね、子供たちが。ゲームセンターはなくていいのですけれども、そういう場所もないですし、本屋さんもないのです。文房具屋さんもないですよ。子供たちがこうちょっと遊びに行ける場所、ちょっと行ける場所、そういうものが一つもなくて、みなみモールまで行かなければということになると、親はみんなお勤めしていますし、自分たちだけで、中学生になれば行けるかもしれないのですけれども、小学生は本当にどこへも出るあれがなくて、学童に通っていない子供たちは、ただただうちで暑い時間を過ごすというそういうことになっていると思うのですけれども、そのことに関して教育長はどう思われますか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えいたします。

三友議員さんのご指摘の状況はまさにそのとおりだなと。本当に特に昨年と今年ですか、温暖化の影響というのが強烈に作用して、今年も去年以上の猛暑日、酷暑日が続きまして、これから先も恐らくこれが標準になるのだろうというふうに考えますと、実際のところ、子供たちを屋外で遊ばせることがもうできないのが通常になってくる、そういう中での子供たちの心身の健康の維持、増進ということを新たにやはり考えていかなければならない時代に入ってきているなど、そんな思いに同感いたします。ただ、現実的にいろいろ学校の施設の開放の問題等々につきまして、軽々に実現できない部分もございますけれども、ただ子供たちの、本当にこの真夏の炎天下の中での、特に夏休みという開

放的な期間において、本来ならば子供たちがもっともっと走り回って、真っ黒になって、そして友達と交流して、そして太って大きくなって2学期を迎えられる、そんな期間をどのように過ごしていくことが子供にとって本当に幸福なのか、またみんなで知恵を絞っていききたいというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 本当にこれから暑い夏が毎年続くようになって、これから本当に考えていかなければいけない。暑いからとうちの中に閉じ籠もっている、子供たちはこれからの暑さに慣れて大人になっていかなくてもいけない時期で、どの程度子供たちを、ここまでなら外に出せるとか、ここまでは、もうここになったら駄目だとかというのはあると思うのですけれども、そういうこととか、あともうちょっと玉村町で子供たちが遊べる環境みたいなものをつくっていくことも必要なのかなど。今まではほとんど部活で朝から晩まで学校にいて、学校だけの生活で土日部活で、そういう中から今度は子供が解放されるのですけれども、開放された子供たちは何をやるのだというのがあると思うのです。そこについて、そこは町長に聞いたかったですけれども、子供たちが遊ぶ場所とか、子供たちの居場所、それをこれから学校だけでつくるのではなくて、町でもしっかりと子供たちの居場所をつくっていく必要があると思うのですが、そこについてはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 本来なら、玉村町は北部公園があり、総合運動公園があり、水辺の森があり、そして東部スポーツ広場、公園は随分あるのです。だけれども、その公園が公園として、子供たちの育成環境の中での果たし得なくなってしまったような暑さというのがあるのでしょうか。そういう意味において、町が関わっていく子育て、居場所というのですか、そういうのは考える余地はもちろんあるのだと思うのですけれども、今のいろいろ話を聞いている中で、例えばこの前町村会の中で出た議論は、給食費の無償化をしている自治体が大分増えました。だから、もう県で責任を持って、その財政を保証してくださいと知事に言ったのです。そしたら、それは国に、やはり教育の問題だから、国にやりましたというので、どんどん意見を言いましょうという話になって、そういう意味で様々なところでの地方財政の強化とか、教育予算が足りないというところはもう自治体から声を発してくれみたいな話にもなって、例えば、要するに今の話を聞いていても、本当に今の現状の中でのやりくりでやっと働き方改革を進めているのです、予算の中で。少し耳をすますと、要するに文科省は、教員の人数を何千人、何千人か何万人か分からないけれども、増やしてくれと予算請求しても、財務省がそれに全くとか、そういう大きなところで、例えば防衛費に物すごい、すぐにも使えないような予算を取るのだけれども、少子化対策、教育も少子化対策の一つだと思うのですけれども、非常に大事

なところへの予算配分が少ないというところで、みんなの自治体が今あるその厳しい状況の中でのやりくりでやっている感みたいところで、我慢してしまっているのかな、我慢せざるを得ないのかなと思うのです。だけれども、子供たちが本当に20年後、50年後の責任世代としてきちんと育てたいのであれば、やはり教育予算に、子供たちのために使っていくような状況は必要だと思っています。だけれども、我が町の財政にすると、やはりそんな突拍子もなく使えないのが現実です。現実だけれども、今の皆さんの思いがあるのであれば、やはりどこかを削ってとか、また財政力を強めて、子供たちに一緒に向き合っていこうねという方向にはしていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひあそこに新しいパークを造るのでしたら、屋内運動場みたいなのを造っていただければ、子供たちが遊ぶ場所ができたりとか、今のところは財政が厳しいということで、国からも予算が下りてこない、国で働き方改革しなさいというのにお金が下りてこないということ自体がもう大きな間違いだと私は思っていますけれども、それを教育委員会の先生たちが必死になってやりくりしながら、いろいろなことを削減しながら、この改革を推進してくださっていることには本当に感謝申し上げます。ですので、町のほうもできる予算はつけていただいて、学校開放に向けての予算、人数を配置するとか、そこに指定管理者入れるとか、そういう形で、ぜひとも学校に協力して、子供たちが遊べる状況、体を一生懸命に使える状況、本当に今年の夏、子供たちは一つも遊んでいないような気がします。ですから、そういう状況をつくっていただければありがたいと思います。

それから、AIを活用して、何かドリル、AIドリルですか。うちの孫たちはまだ計算ドリルで昨日もやっていました。そういう学校間の格差みたいなものがあるのですか。そこら辺を統一できる方法というのをもしあれでしたら、一度AIをドリルやっているのを見てみたいのですけれども、まだこういう紙のドリルで一生懸命自分で採点していました。そこら辺はどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、各学校でタブレットを使っている頻度、玉村町全体で行ったとしても全国よりも県よりも高いという数値は出ております。その数字の面だけでいうと、全部の学校がそのように取り組んでいるのだろうかというふうに見えるのですが、1校1校を見ていくと、非常に取り組んでいるということで、毎日というところで、子供が答えているのが多い学校とそうでない学校とというのが実際問題あります。先日、ちょうどこのアンケートが出たところだったので、教育長のほうから、校長会議の際にしっかりとそういったものについて研究というか、分析をして、自分の学校と玉村町全体の違い、そういったものも踏まえながら、何を進めなければならないのか、どういったものに対応しなければならないのかということを校長自らしっかりと分析して

いただいたことで、今後の学校経営に役立てていただきたいと、そういった話をさせていただいたところであります。恐らく校長はこれについて自分の学校のことを言われているなということは気づいていると思います。その中で、先生方と教職員、教える先生とうまく校長のほうで、これからどういうふうに進めていくかということを相談していただくとともに、教育委員会からもそれについての協力を十分にしながら、指導主事を派遣したりだとか、いろいろな取組をしながら、全学校がタブレットを使っていただくと。今年度につきましては、1、2年生についても、同じタブレットになりましたので、低学年についても同様に使える環境になったことを機に、タブレットを使っての学習、A Iドリルだけではなくて、そういった授業であるとか、活用方法を研究して使っていき、学力も含めて伸びていく、そういったことに活用していければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そこで、ちょっと提案なんですけれども、詳しい方がいないとなかなかA Iのタブレットを使ったりすることに推進していけないと思うのです。そこで、そういう専門の方みたいな人に1人入っていただいて、各学校共通で使えるカリキュラムみたいなのを組んで、それを学校に全部配るみたいなことはできないのですか。そうすると、先生一人一人がそれに詳しくなくても、タブレットの中で授業を見ていく、その中で補助的に先生が動いていくという、そういう形の授業ができれば、各学校全部同じA Iを使った、A Iで今採点もしているということを聞きましたけれども、そうすると採点をしながらドリルをやりながら、そうすると子供たちをA Iが判断してくれると思うのです。この子供はどのくらいできて、どこが苦手で、どんなことを補強したらいいとか、多分そこまでやれると思うのです。そうなったら、本当に子供の役に立つし、先生は分からない、A Iが教えてくれたところと、あと自分が見ててできないところ、そこを子供たちに補強していけばいいという、そういう授業まで行けば、本当に働き方改革の最上級まで行くような気がするのですが、そういう専門の職員を入れて、そこまで持っていくという気持ちはございませんか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

今現在は、I C Tを使うに当たって、県立女子大学の学生さんに補助をしてもらうということで、町のほうから派遣しております。県からは、I C Tの活用についてということで、D Xコーディネーターという形で、年間数回なのですけれども、来ていただいて、先生方への指導というよりもお手伝いをするということに取り組んでいます。なので、学校のほうの授業を変えていくとなるとときには、やはり先生自身の意識の問題であったりとか、活用していこうというような学校全体の意識改革が一番最初に必要になってくるかなと思います。そういった面で考えて、外部から人材を入れるというの

はもちろんですし、人事異動という形で、ＩＣＴを活用した授業に取り組んでいた先生をその学校に配置していくとか、そういったことについて検討をしながら進めていくということが今後必要かなというふうには思っております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　ぜひそのような形で、これからはなくてはならないツールですし、子供たちにしっかり勉強していただいてやっていただければ、先生も働き方改革にもなるでしょうし、学校にもいいことだと思います。こどもまんなかの働き方改革をぜひ推進していただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君）　以上で一般質問を終了いたします。

————— ◇ —————

○散　　会

◇議長（石内國雄君）　議事の都合により、明日９月５日から９月１６日までの１２日間は本会議は休会といたします。

なお、９月１７日は、午後２時３０分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前１１時５５分散会